

令和4年度社会福祉法人草笛の会事業計画

I. 事業方針

「私たちのことを私たち抜きで決めないで」を理念とした「障害者権利条約」が2014年1月に批准された。そこでは、障害者の“当たり前の権利と自由を認め、社会の一員としての尊厳を持って生活すること”を目的としており、利用者の権利擁護意識をより一層強く持った障害福祉サービス事業の運営が期待されている。そのためには、全職員が人権擁護の意識と虐待や差別を許さない強い意志を持ち、良質なサービスを継続して提供していくことが求められる。

虐待は、利用者に対する著しい人権侵害であることから、利用者支援を職業としている職員はすべて認識しているはずである。しかし、様々な理由により人権侵害が発生している現実があり、障害のある方への人権擁護のあり方についての反省と新たな取り組みを要した前年度であった。

日常業務の中での不適切な支援等には率直に話し合える職場環境・風土づくりに力を入れるとともに、利用者に対して、最善の価値をもたらすサービスの実現に向けた行動を確実に実施していく。

実行力のある組織は、自分たちで能動的に問題を発見し、解決しようとする強い現場をもっている。障害者福祉に携わる職員として利用者の人権尊重などの専門的な倫理観や価値観を一人一人が自覚し、実践に活かしていく現場力を鍛えていき、信頼される法人・事業所を目指す。

II. 重点目標

1. コンプライアンスの徹底

内部牽制体制の強化や情報管理の徹底、各種法令や基準、法人の理念や諸規程及び社会的ルールやモラルを遵守し、利用者の人権を尊重した良質なサービス提供に努める。

2. 経営組織のガバナンスの強化

利用者及び地域社会の福祉ニーズに応え、法規制遵守はもとより、労働、安全衛生、人権、財務等の公正かつ透明性の高い適正な運営を確保し、長期持続的に障害者福祉サービスを提供していく。

3. 安定した経営基盤の確立

- ・サービスの質を向上させるために、利用者から出される苦情や要望等を真摯に受け止めサービスの改善、組織の経営改善に活用するとともに、利用者の権利擁護やQOLの充実に努める。
- ・利用者のニーズを的確に把握するとともに、要望・苦情を受け止めながら、地域への貢献、地域との連携を図りながら、サービスの改善、リスク予防、新たなサービスの構築等に取り組む。
- ・経営者層が組織の経営理念や方針を職員に徹底させ、課題やそれに対応する方策に応じて関係部署間の相互連携が図れる体制を構築する。
- ・障害福祉サービスは、職員の知識、技術・技能等の能力と行動力を兼ね備えた職員の資質に依るところが大きい。職員が目的を持って、生き生きと働き、仕事の達成感、楽しさ、やりがいを感じてもらえるような労働環境を整える。
- ・コスト及び財務の視点を持ち、そうしたことを意識しながらサービスの質を向上させ、サービス提供の創意工夫と経営努力を行う。

- ・年度毎の決算について分析を行い、次年度以降の経営計画に反映させ、長期的なサービス事業展開を見通した財務計画及び予算管理を確実に行う。

4. サービスの質の向上

- ・利用者の意思及び人格、権利を尊重し、一人ひとりの持っている力を引出しながら、社会自立や生きがいをもった充実した生活実現のための適切な支援に努める。
- ・第三者による評価の受審を行い、外部の評価結果を活かしたサービスの改善を行う。
- ・ISO14001 環境マネジメントシステムにより、業務の効率化等を図るシステムづくりを促進し更なるサービスの質の向上に努める。

5. 人材の確保と育成

- ・深刻化する人材不足に対処するため、大学等との連携や訪問、採用説明会、実習生の積極的な受入れ等を実施し、多様な人材確保の方策を講じる。
- ・外部専門家によるスーパーバイズを受けることにより、支援技術の向上や適切な知識の習得を図り、利用者の人権を尊重した質の高いサービスの提供を行う。
- ・キャリアパスを明確にし、階層ごとに期待する職員像を明示しながら、職員の適正な評価も含めた育成システムを構築し、職員育成の充実を図り、主体的、自立的な職員の育成を強化する。
- ・職員の質の向上及び福祉サービスの質・量の向上の中心となるリーダー層の育成に取り組む。
- ・年間研修計画に基づいて、内外の研修会に積極的に参加し、福祉従事者としての倫理観や、専門的知識の習得等、個々の職員のレベルアップを図る。
- ・OJT担当者や新任職員育成担当者（チューター）を有効活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組む。
- ・働きやすい労働環境を整備するため、社会保険労務士と連携し、業務のあり方や効率化に向けて再点検をし、職員一人ひとりが達成感を実感できるよう努めるとともに、良好な人間関係やハラスメント防止対策等を構築する。

6. リスクマネジメント体制の強化

- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するために予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを周知徹底し、万が一事故が起きた場合は、原因の究明及び是正処置、水平展開を行い、再発防止に努める。
- ・地震、風水害、火災時の対応マニュアルの整備及び更新を行い、マニュアルを活用した各種災害対策訓練を地域と連携しながら継続的に実施する。
- ・個人情報保護方針、情報管理規程及び特定個人情報取扱規程を順守し、個人情報の適正な管理を徹底する。

7. 地域貢献活動の実施

- ・あらゆる事情により、一時的に障害者を支援することが困難になった家庭等に対し、当該家庭等における障害者の生活をサポートする。
- ・地域の中で生活する障害児者に対して、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口を設け障害児者の生活の安定に貢献する。
- ・こども食堂の運営を継続し、孤食の解決や地域コミュニティ機能も果たしていく。

8. 事業・設備整備事業

- ・だいとう作業所（就労継続支援事業B型）軍鶏事業の小規模食鳥加工処理場を旧浜岡町学校給食センターを活用し整備する。
- ・菊川寮の環境改善のための新たなユニットの整備計画を立てる。
- ・御前崎地区の短期入所利用希望に応じていくため、さくらの家の定員を10名から9名に減員し、短期入所併設型のグループホームとしていく。

III. 評議員会・理事会・監事監査の実施・開催

評議員会の開催

6月、3月に開催する。

理事会の開催

6月、11月、3月に開催する。

監事監査の実施

- ・5月
- ・定期監査を10月、2月に実施する。

IV. 負債償還事業の実施

施設・設備整備事業資金確保のための借入金の元利償還金27,629,050円を独立行政法人福祉医療機構、島田掛川信用金庫小笠支店に対して支払う。

V. 借地料の支払い

借地16,568.10㎡の借地料4,142,026円を15名の地主に支払う。